

環 評 審 第 1 3 号
平成15年 7月16日

沖 縄 県 知 事
稲 嶺 恵 一 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会 長 津 嘉 山 正 光

倉浜衛生施設組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書
の審査について（答申）

平成15年6月13日付け沖縄県諮問文第1号で諮問のあったみだしのこと
について、別添のとおり答申します。

(別 添)

倉浜衛生施設組合ごみ処理施設整備事業に係る
環境影響評価方法書の審査について(答申)

【全体的事項】

- 1 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定理由等については、事業特性及び地域特性の勘案状況も含め結論に至る過程、根拠、理由を具体的に記載させること。また、予測・評価に当たって、参考とした類似事例については、その事業特性、地域特性に係る類似性を示させるとともに、予測・評価の内容についても具体的に記載させること。
- 2 当該ごみ処理施設の処理方式、施設規模、施設計画等については、環境保全上の観点から複数案を比較することにより決定することを検討させること。また、その際には、これらの検討経緯及び決定した根拠等を記載させること。
- 3 環境影響評価を実施するためには、事業内容及び計画が明らかにされる必要があることから、準備書においては、次の事項を具体的に記載させること。
また、事業実施予定地周辺の湿地は米軍用地内にあり、戦後手付かずの状態であること、現在まで存在していることから、湿地の重要性を勘案した事業内容・計画とさせること。
 - (1) 事業実施区域の面積
 - (2) 切土・盛土の土工量及び造成計画、運土計画(土砂の購入先及び搬入ルートを含む。また、残土が発生する場合においては、その搬出先も含む)
 - (3) 重機投入計画・資材搬入計画(建設機械毎の台数、資材の搬入ルートを含む)
 - (4) 建築物の具体的な大きさ・形状、施設配置、緑化計画等
 - (5) 詳細な工事工程
- 4 対象事業実施区域の選定経緯については、これまでに検討された5候補地の位置や面積等について示させるとともに、選定の検討経緯・結果、根拠について具体的に記載させること。また、現有施設の敷地内における施設の建て替えの可能性についても検討させるとともに、その検討内容については準備書に記載させること。
- 5 今後検討されることとなる事後調査は、予測の不確実性を補うための重要

な調査であることから、予測地点については、事後調査を考慮させて設定させること。

【大気環境関係】

6 大気質について

- (1) 気象条件の風速については超過確率についても解析を行い、これを用いた予測・評価を行うことについて検討させること。
- (2) 供用時の廃棄物運搬車両の走行に係る大気質予測地点の設定については、ごみ処理施設へのアクセス道路となっている市道についても予測地点に加えることについて検討させること。

7 騒音・振動について

- (1) 供用時のごみ処理施設の稼働に係る騒音・振動について、敷地境界線上においても予測・評価を行わせるとともに、周辺的生活環境に与える影響については距離減衰式等を用いて定量的な予測を行わせること。
- (2) 工事中の資機材の運搬車両及び供用時の廃棄物運搬車両の走行に係る騒音の予測地点については、想定されている資機材運搬車両等のアクセス経路を考慮させ、市道周辺や職業能力開発短大についても予測地点として追加することについて検討させること。
- (3) 供用時のごみ処理施設の稼働に係る振動の予測地点として、「職業能力開発短大」を選定していることから、建設機械の稼働による振動の予測地点に同地点を追加することについて検討させること。

8 悪臭について

- (1) 悪臭の調査・予測地点については、供用後のごみ処理施設からの漏洩のみだけでなく、廃棄物運搬車両からの漏洩のおそれもあることから、廃棄物運搬車両のごみ処理施設へのアクセス経路を踏まえ再度検討させること。また、不特定多数の人の利用が想定される場所として東南植物楽園を調査地点に追加することについても検討させること。
- (2) 悪臭の予測・評価については、事業特性及び地域特性を勘案するのみだけでなく、臭いの相乗作用という悪臭の特性も考慮して行わせること。

【水環境関係】

9 赤土等による水の濁りについて

- (1) 対象事業実施区域の土壌は赤色土壌に区分されており、工事の実施による赤土等の流出に関する詳細なデータを把握する必要があることから、降雨時調査の手法については、濁度の自動連続測定器等の設置による方法を選定することについて検討させること。
- (2) 対象事業実施区域内の調査地点については、赤土等流出防止対策施設の配置に応じて設定させるとともに、これらの位置については準備書において具体的に示させること。
- (3) 予測対象時期等については、工事の実施により水の濁りが最大となる時期と赤土等の河川への堆積による累積的影響が最大となる時期とは異なることを考慮させて、再度検討させること。

10 供用時には生活排水等の余剰水を水処理後に下流河川へ放流するとあり、合併処理浄化槽の設置が考えられることから、準備書においては、処理方式や放流水の水質、放流先、施設の配置など設置計画の詳細を記載させること。

11 地下水、水象について

- (1) 対象事業実施区域周辺では農業用水として地下水の利用があることから、調査すべき情報として、地下水については水位と利用状況（井戸の位置や地下水の利用地域等）、水象については水位と流動を追加させること。
- (2) 地下水に係る調査・予測地域については、地下水の流動を把握するために地下水の流域に着目し、水循環における涵養域と流出域を把握することが必要であることから、地形・地質調査の結果及び当該計画地と周辺の自然環境等を十分検討させて見直させること。

【土壌環境関係】

12 土壌汚染について

- (1) 土壌汚染に係る調査・予測地点については、対象事業実施区域の北側及び南側にも設定させることについて検討させること。
- (2) 土壌汚染に係る予測地点として、ごみ処理施設から排出される大気汚染物質の最大着地濃度の予想される地点を追加させること。また、最大着地濃度の予想される地点の近傍に河川、湿地等が存在する場合は、地表に到達した大気汚染物質が降雨等によりこれらに流れ込み、水質及び水生生物に影響を与えるおそれがあることを考慮させて、ごみ処理施設

の稼働が水生生物に与える影響についても項目として選定することについて検討させること。

- (3) 土壌汚染の予測対象時期等については、ごみ処理施設が稼働し続けることによる累積的影響を把握できる時期等を設定することについて検討させること。
- (4) 予測を行う際には、当該計画による新施設と現有施設のばいじん及びダイオキシン類の排出量についても比較を行わせること。

【自然環境関係】

13 陸域生物について

- (1) 陸域生物については、赤土等による水の濁りや水象の変化及び供用後の施設排水の放流によりカニカラン川の水生生物へ影響を与えるおそれがあることから、調査項目としてカニカラン川の水生生物を追加させること。また調査・予測地域としてカニカラン川流域についても追加させること。
- (2) 調査期間等については、動植物は限られた時期に出現するものや繁殖行動をとるものがあることも考慮させて設定させること。

14 生態系について

- (1) 生態系の調査地域及び調査期間等については、陸域生物と整合を図らせるとともに、注目種及び群集の生態、行動圏、生活史等を考慮させて設定させること。
- (2) 当該事業予定地は現在、森林を中心とする自然地被材料で覆われているが、それを切土・盛土などの造成とその表面を人為的な不透水材料などで覆うことにより、地形や地表面の状況が大きく変化すると考えられることから、ごみ処理施設の存在による微気象の変化について予測・評価を行うことを検討させること。

【人と自然との触れ合い関係】

- 15 景観及び人と自然とのふれあい活動の場の調査期間については、調査地域の特性に応じて、夏だけでなく適切な調査期間を設定させること。
- 16 景観については、視点場の位置を示させるとともに、その設定根拠について記載させること。

【環境への負荷関係】

17 温室効果ガス等について

- (1) 温室効果ガス等の予測については、廃棄物運搬車両及び建設機械等から排出される温室効果ガスについても考慮させること。
- (2) 当該ごみ処理施設から排出される温室効果ガス等の評価については、県、市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性が図られているかどうかを評価する手法とさせること。